



令和7年度 福祉活動団体等助成金募集案内

● 助成金募集

地域福祉活動を主に行っている非営利団体への助成金の募集をします。

● 助成金の財源

この助成金は、共同募金と市の補助金を財源としています。

● 募集の期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月20日（金）まで **※必着**

● 助成金の種類と申請方法

種類と申請窓口は下記のとおりです。

申請書類（所定様式）は、窓口又はホームページからダウンロードできます。
ホームページの最新情報から該当ページに進んでください。

申請は、郵送または窓口にて、書類をご提出ください。
※窓口の場合は、要予約。新型コロナウイルス感染予防の観点から、予約がない場合は、お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

助成金の種類		申請窓口
ボランティア団体	スタートアップ助成	【地域福祉課 ボランティアセンター】 〒277-0005 柏5-8-12 ラコルタ柏3階 TEL:04-7165-0880 FAX:04-7165-1355
	地域貢献活動助成	
	ステップアップ助成	
当事者団体・福祉団体	スタートアップ助成	【総務課 総務グループ】 〒277-0005 柏5-11-8 いきいきプラザ2階 TEL:04-7163-9000 FAX:04-7163-9300
	地域貢献活動助成	
	ステップアップ助成	
地域課題解決活動助成		

スタートアップ助成

1 趣旨	新たにボランティア団体及び当事者団体・福祉団体を設立し、地域福祉活動に取り組もうとする団体の運営に要する経費に対して助成します。
2 対象団体	<ul style="list-style-type: none">・令和3年12月1日から令和6年11月30日までに設立した団体であること。・本会に登録しているボランティア団体及び当事者団体・福祉団体であること。 ※未登録の団体については、助成金申請と同時に非営利活動団体情報登録が必要です。 【ボランティア団体】 地域福祉の推進に寄与するものと認められる活動を行っている団体（団体の構成員・参加者が概ね特定の地区であり、サロン、給食、訪問活動又は類似すると認められる活動は除きます） ※柏市里山林等保全活動補助金および柏市緑地保全等活動団体支援事業補助金の対象団体は、本助成金の申請はできません。 【当事者団体・福祉団体】 地域福祉の推進に寄与するものと認められる活動（団体の構成員・参加者が概ね柏市であり、福祉意識の啓発・向上、社会福祉の推進、当事者等の自助・自立、社会参加、機能回復等の活動）
3 対象経費	団体の立ち上げ及び運営をするために必要と認められる経費（運営費）。
4 助成期間	助成を受ける日から翌年3月31日までの単年度。
5 助成額	1団体50,000円以内（対象経費総額の10分の9以内）。
6 その他	地域貢献活動助成と併用して助成を受けることができます。

地域貢献活動助成

1 趣旨	【ボランティア団体】 地域に根ざしたボランティア活動（地域福祉活動）を展開する団体の活動に要する経費に対して助成します。 【当事者・福祉団体】 地域福祉活動を展開する団体の活動に要する経費に対して助成します。
2 対象団体	<ul style="list-style-type: none">・本会に登録しているボランティア団体及び当事者団体・福祉団体であること。※未登録の団体については、助成金申請と同時に非営利活動団体情報登録が必要です。 【ボランティア団体】 地域福祉の推進に寄与するものと認められる活動を行っている団体（団体の構成員・参加者が概ね特定の地区であり、サロン、給食、訪問活動又は類似すると認められる活動は除きます） ※柏市里山林等保全活動補助金および柏市緑地保全等活動団体支援事業補助金の対象団体は、本助成金の申請はできません。 【当事者団体・福祉団体】 地域福祉の推進に寄与するものと認められる活動（団体の構成員・参加者が概ね柏市であり、福祉意識の啓発・向上、社会福祉の推進、当事者等の自助・自立、社会参加、機能回復等の活動）
3 対象経費	地域福祉に寄与すると認められる活動の経費（活動費）。
4 助成期間	助成を受ける日から翌年3月31日までの単年度。但し、毎年度申請可。
5 助成額	1団体50,000円以内（対象経費総額の10分の9以内）。
6 その他	スタートアップ助成と併用して助成を受けることができます。

ステップアップ助成

1 趣旨	<p>【ボランティア団体】 地域に根ざしたボランティア活動を展開する団体の更なる資質の向上や活動を活性化するために要する活動経費に対して助成します。</p> <p>【当事者団体・福祉団体】 地域福祉活動を展開する団体の更なる資質の向上や活動を活性化するために要する活動経費に対して助成します。</p>
2 対象団体	地域貢献活動助成と同様。
3 対象経費	先駆的な活動を展開するために要する経費。 資質の向上や活動を活性化するために必要と認められる活動の経費。 ※申請団体数、申請内容、過去の受配履歴等により審査いたします。
4 助成期間	助成を受ける日から翌年3月31日までの単年度。
5 助成額	1団体200,000円以内（対象経費総額の10分の9以内）。
6 その他	スタートアップ助成との併用はできません。

地域課題解決活動助成

1 趣旨	福祉活動団体等の活動に要する経費に対して助成します。
2 対象団体	ボランティア団体、当事者団体、福祉団体、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、教育機関（学校教育法に定められている機関）。
3 対象経費	現存する地域課題を的確に捉え、その課題に対する解決の実現性があり、地域福祉の推進に寄与できると認められる活動。 ※団体の運営に関する費用は除きます。
4 活動テーマ	<p>①「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域づくり</p> <p>②孤立しがちな人とともに支えあえる地域づくり</p> <p>③地域福祉を担う人材の育成</p> <p>④申請団体が提案する地域課題に向けた独自の活動</p>
5 助成期間	助成を受ける日から翌年3月31日までの単年度。 但し、助成初年度を含めて最長3年間を助成対象とし、毎年度申請・審査が必要です。 ※書類審査を通過した団体（概ね5団体以内）に対し、共同募金配分委員会にてプレゼンテーション審査を行います。どのような地域課題でどのように課題に取り組むのか、取り組んだ結果、課題に対してどのような効果を見込んでいるのか等をプレゼンテーションしてください。日時は、対象者に後日お知らせします。
6 助成額	1団体500,000円以内（対象経費総額の10分の9以内）。
7 参考	<p>①「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域づくり （活動例）・困難な状況にあるこどもを支える地域づくり （児童虐待、貧困、ひとり親、ヤングケアラー、障害児、高校中退、非行等） ・こどもの視点、子育て当事者の視点・価値観で支援できる人材育成 など</p> <p>②孤立しがちな人とともに支えあえる地域づくり （活動例）・外国籍の人に福祉情報を提供する窓口 ・人とつながりづらい方の居場所づくり など</p> <p>●過去にご応募いただいた活動例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会を通じた地域への啓発活動とひきこもり状態にある本人や家族へ支援 ・当事者団体としての活動から、当事者が社会に出た後の課題に着目し、相談窓口を設置

● 対象団体の共通要件

- ・主として柏市内で活動していること。
- ・地域福祉の推進を主目的としている団体であること。
- ・助成内容の対象要件を満たしていること。
- ・助成対象の費用について、当会以外からの補助・助成を受けているまたは受ける予定がないこと。
(団体としてではなく、事業ごとに判断します)
- ・団体の構成員が5人以上で、運営に関する規約等があること。
- ・宗教や政治を目的とした団体ではないこと。
- ・団体の構成員相互の共益、親睦のみの活動を行う団体ではないこと。
- ・公序良俗に反する団体ではないこと。

● 注意事項

1 申請区分

- ・ボランティア団体及び当事者団体・福祉団体助成には、それぞれ3種類の助成金があります。
該当する事業を実施する場合に申請が可能です。※審査により可否が決定します。
- ・同一の構成員が類似する複数の団体に所属し、類似又は関連する活動を行う場合は、いずれか一団体のみの申請となります。

2 対象経費と対象外経費

- ・(対象経費) 各助成内容で定めた対象経費に該当すると認められる費用。
【注】会議費等のお茶代については申請額の2割程度となります。
- ・(対象外経費) 特定の個人や団体のみが利益を受けるための費用。その他、審査により、不適当と認められる費用。

3 審査方法

- (1) 書類審査
- (2) ヒアリング ※申請書類提出時や必要に応じて、電話又は面談によるヒアリングを実施する場合があります。
- (3) プレゼンテーション(地域課題解決活動助成申請団体のみ) ※日時については、後日ご連絡いたします。
- (4) 共同募金配分委員会による審査

4 審査結果

- ・3月中旬～下旬頃に文書にて結果を通知します。 ※共同募金配分委員会の日程により前後します。

5 交付時期

- ・助成を決定した団体に対し、翌年6月末日に振込にて助成金の交付を予定しています。

6 助成の取消・返還

- ・「助成対象事業以外に使用」「本来の趣旨を逸脱」「助成事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他、本会が不適当と認めた」場合は、助成の取消・返還となります。

7 助成事業の結果報告

- ・本会が指定する期日までに事業報告及び収支決算報告を提出いただきます。
- ・本助成金事業は、共同募金と市の補助金を財源としています。共同募金寄付者への報告等のため、助成後は実績報告書等の他、活動写真や募金寄付者へのメッセージを添付した活動成果報告書を提出していただきます。
※写真はデータでの提出も可能です。
※いただいた写真は、実績報告及び広報等で活用することを予めご了承ください。

8 その他

- ・対象事業のチラシや購入した物品には、本会の助成金による旨を明記してください。
(例：この事業は「柏市社会福祉協議会団体助成事業・共同募金助成事業」で行っています)
- ・毎年10月から実施の赤い羽根共同募金運動にご協力いただきます。
- ・助成決定を受ける団体が多数の場合は、予算の範囲内において助成します。